

発達障害者支援の 今後の方向性

～支援センター開設5年目にむけて～

< 提 案 書 >

平成23年10月28日
千葉市発達障害者支援連絡協議会

< 目 次 >

はじめに	P. 3
本提案書の位置づけについて	P. 4

I これまでの経緯

1 発達障害者支援法	P. 5
(1) 制定の背景	
(2) 発達障害者支援法のねらい	
(3) 発達障害の定義	
2 千葉市発達障害者支援体制整備検討委員会	P. 6
(1) 目的	
(2) 協議事項	
(3) 開催経緯	
(4) 委員構成	
(5) 報告書について	
3 千葉市発達障害者支援センター	P. 9
(1) 目的	
(2) 支援センターの概要	
(3) 支援実績	
4 千葉市発達障害者支援連絡協議会	P. 11
(1) 趣旨	
(2) 開催経緯	
(3) 委員構成	
(4) ライフサポートファイルについて	
5 これまでの取り組みのまとめ	P. 13

II 今後の方向性

1 発達障害者支援の考え方	P. 15
(1) 基本的な考え方	
(2) 個別支援の考え方	
(3) 保護者による障害の受容の考え方	
(4) 地域での支援体制の考え方	
(5) 行財政的視点からの発達障害者支援の考え方	
2 千葉市発達障害者支援センターの今後の役割	P. 19
(1) 個別支援について	
(2) 機関支援について	
(3) 普及啓発について	
3 まとめ	P. 22

Ⅲ 最近の国の動向

- 1 障害福祉関連法の進捗状況 P. 23
- 2 障害者自立支援法等の一部改正 P. 24
 - (1) 経緯
 - (2) 改正の概要
 - (3) 今後の予定
- 3 発達障害者支援に関する国の補助制度 P. 25
 - (1) 発達障害者支援センターの設置・運営
 - (2) 発達障害者支援体制整備事業
 - (3) 発達障害者支援開発事業
 - (4) 巡回支援専門員配置事業
 - (5) 発達障害者支援実地研修事業

～ はじめに ～

発達障害者支援法は、制度の狭間におかれた発達障害者に対する支援体制の整備を推進するため、平成17年4月1日より施行され、発達障害の早期発見や地域生活支援、権利擁護等を国や地方公共団体の責務として規定するとともに、施策の実施にあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働に関する担当部局が相互に緊密な連携を図ることとされました。

法施行に伴い、本市でも、平成19年3月に「千葉市発達障害者支援体制整備検討委員会」が設置され、本市の発達障害者支援のあり方が議論されるとともに、これを受け、平成20年1月には、発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として「千葉市発達障害者支援センター」が開設され、本市の発達障害者支援が本格的にスタートしました。

また、平成20年7月には、本市における発達障害者支援に対する総合的なサービスのあり方や関係機関の連携体制の早期確立等について協議するため「千葉市発達障害者支援連絡協議会」が設置され、平成22年には、同協議会での議論を経て、ライフステージごとの一貫した支援をすすめるための「ライフサポートファイル」が作成されたところです。

本連絡協議会では、こういった経緯を振り返りながら、支援センター開設5年目を迎えるにあたり、本市における発達障害者支援について、改めて現状の問題点や課題を整理するとともに、今後のあるべき方向性を関係者で共有するため、本提案書を作成することとしました。

本提案により、千葉市発達障害者支援センターの機能が強化され、関係機関のネットワークがさらに強化されることにより、本市における発達障害者支援の実効性が向上し、発達障害者の地域生活が豊かなものとなることを切に願います。

平成23年10月28日

千葉市発達障害者支援連絡協議会

座長 杉田克生

【本提案書の位置づけについて】

本提案書は、千葉市の発達障害者支援のこれまでの取り組みを整理して課題を創出するとともに、発達障害者支援に関する今後の方向性と千葉市発達障害者支援センターが果たすべき役割について、千葉市発達障害者支援連絡協議会での考え方をとりまとめて整理し、千葉市に「提案」するものです。

同連絡協議会は、地方自治法に基づく附属機関ではないため、法的拘束力はありませんが、発達障害者に対する総合的なサービスの在り方や関係機関の連携体制等について専門的に協議・検討する、市内唯一の発達障害に特化した連絡協議会であることから、この提案書の内容が十分参酌されることが必要です。

したがって、今後、本市が発達障害者支援を推進するにあたっては、行政関係機関や発達障害者支援センターのみならず、発達障害児者を取り巻く関係機関が連携体制を構築し、本提案内容が実施可能かどうか協議するとともに、取り組むべき優先順位を検討しながら、計画的に事業展開されることが期待されます。

なお、本提案書は平成23年10月時点で作成したものであり、今後、法律の制定改廃等による発達障害者支援を取り巻く環境変化や、市の事業展開の状況の変動に伴い、必要に応じて提案内容の改訂等を検討する必要があることを申し添えます。

千葉市発達障害者支援連絡協議会 事務局

I これまでの経緯

1 発達障害者支援法（厚生労働省 HP より）

(1) 制定の背景

- 発達障害は、人口に占める割合が高いにもかかわらず、法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では対応が不十分。
- 発達障害に関する専門家が少なく、地域における関係者の連携も不十分であり、支援体制が未整備。
- 家族は、地域での支援がなく大きな不安を抱えている状況。

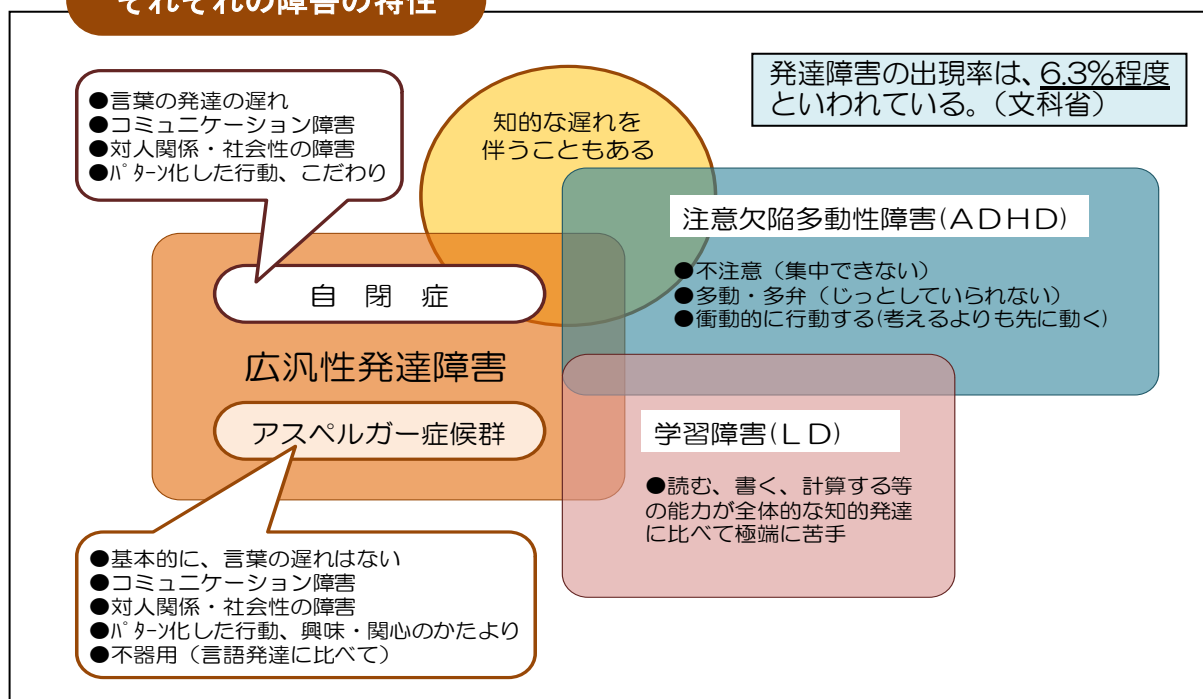
(2) 発達障害者支援法のねらい

- 発達障害の定義と法的な位置づけの確立
- 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進
- 専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
- 子育てに対する国民の不安の軽減

(3) 発達障害の定義

「発達障害」とは、『自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの』とされています。（発達障害者支援法第2条第1項）

それぞれの障害の特性



2 千葉市発達障害者支援体制整備検討委員会

(1) 目的

発達障害者支援法第3条第4項に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、平成19年3月に設置されたものです。

(2) 協議事項

- 発達障害者の実態に関すること
- 千葉市発達障害者支援センターの設置に関すること
- 今後の発達障害者支援に関すること

発達障害者を取り巻く現状と課題を整理し、具体的な支援策を検討するとともに、千葉市発達障害者支援センター（以下「支援センター」という）の役割等について議論され、平成19年12月に「千葉市における発達障害者支援のあり方について」（報告書）がまとめられ、公表されています。

(3) 開催経緯

	日程	主な協議事項
第1回	平成19年3月20日	支援センターの設置運営
第2回	平成19年5月31日	支援センターにおける乳幼児期の支援
第3回	平成19年8月30日	支援センターにおける学齢期・成人期の支援
第4回	平成19年11月13日	報告書の検討
第5回	平成19年12月27日	報告書の最終とりまとめ

(4) 委員構成

(五十音順 敬称略)

	団体名	職名	氏名	
1	千葉大学	教育学部教授	梅谷 忠男	(委員長)
2	(社)千葉市医師会	精神科医会	武石 恭一	(副委員長)
3	千葉公共職業安定所	所長	江澤 正敏	
4	千葉市特別支援教育研究協議会	副会長	大曾根 元吉	
5	千葉県自閉症協会	会長	大屋 滋	
6	千葉市自閉症協会	副会長	菊池 裕美	
7	千葉市療育センター	療育相談所長	鬼島 敦子	
8	千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会	代表	高野 正敏	
9	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」	コスモ千葉市・近隣グループ	中内 純子	
10	(社)千葉市医師会	小児科医会	能勢 孝一郎	
11	千葉障害者就業支援キャリアセンター	センター長	藤尾 健二	
12	全国療育相談センター	心理スーパーバイザー	武藤 直子	
13	千葉市保育協議会	会長	吉岡 正夫	
14	千葉県発達障害者支援センター	センター長	與那嶺 泰雄	

(5) 報告書について

『千葉市における発達障害者支援のあり方について』（平成19年12月）

※ 以下に報告書の概要を示します。

I 発達障害者を取り巻く現状と課題

1 乳幼児期

- (1) 健診従事者のレベルアップ等による早期発見の体制強化
- (2) 幼稚園教諭や保育士等への研修の充実による保護者の不安軽減
- (3) 小児科医や精神科医との連携による正しい診断の実施
- (4) 必要な情報を一元的に蓄積・提供できる仕組みの構築
- (5) 子育て支援の観点からの発達障害者支援（障害受容のための環境整備）

2 学齢期

- (1) ライフステージ移行の際の情報伝達による支援の連続性の確保
- (2) 障害特性の理解と適切な支援を行う教員の確保
- (3) 福祉と教育の合同会議の実施による支援の調整

3 成人期

- (1) 成人期以降の相談体制の強化（気づきの遅れへの対応）
- (2) 手帳を持たない者への就労支援の充実
- (3) 情報交換の場を設けることによる地域の支援体制の整備
- (4) 就労支援に係る関係機関のネットワークの重要性の認識

II 発達障害者支援について

1 発達障害者支援ネットワークによる支援策の展開

2 乳幼児期から学齢期への支援

- (1) 早期発見・早期支援体制の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域療育の場の充実

3 教育と就労支援

- (1) 個別の教育支援計画による支援実績の福祉・就労機関への引き継ぎ
- (2) 学校在籍時からの計画的な就労支援
- (3) 就職の準備段階から就職後のフォローまでの関係機関の連携した支援

4 地域生活の充実

- (1) 地域住民の理解による地域全体での見守り
- (2) 身近な場所に「居場所」や「相談窓口」を整備（親の会への側面的支援）
- (3) 地域医療機関への普及啓発と連携強化
- (4) 権利擁護への支援

Ⅲ 千葉市発達障害者支援センターの設置・運営

1 基本的役割

発達障害児者とその家族の支援を総合的に行う地域の拠点として適切な指導・助言を行い、関係機関のネットワークを構築するものとして設置

2 機能・具体的事業（案）

※項目以外には特記事項のみ掲載

- (1) 発達障害者とその家族に対する相談支援、発達支援
ケースカンファレンスの開催、個別支援計画の策定
- (2) 関係機関に対する普及啓発及び研修
ペアレントトレーニング講習会含む
- (3) 関係機関によるネットワークの構築と運営
千葉市発達障害者支援連絡協議会の運営
- (4) 関係機関への巡回相談・指導
保育関係、教育関係、健診会場等への巡回
- (5) 関係情報の発信・収集
社会資源、専門医療機関、就労支援機関等の情報収集と紹介
- (6) 普及啓発
パンフレットの作成、イベント等の企画
- (7) 調査研究
発達障害サポートブック(仮称)、発達障害支援プログラムの調査研究
- (8) その他
家庭以外の居場所作り、仲間作り

3 支援センターにおける個別支援について

- 個別支援は不可欠であるが、コーディネート機関としての機能が重要
- 将来的には、他の関係機関における個別支援の実施体制の整備が必要
- 支援センターとしても、希望者や処遇困難ケースについては個別支援計画の策定や個別支援を行うべき

4 今後について

- 支援センターの設置は、千葉市における発達障害者支援の第一歩。
- 発達障害者支援は、多くの関係機関の連携を図る中で推進するべき。
- 国の動向も注視しながら、中長期的な視点で検討するべき。

本市では、本報告書を参考に、千葉市発達障害者支援センターが開設、運営されることとなりました。

3 千葉市発達障害者支援センター

(1) 目的

発達障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、関係機関との連携を強化することにより、地域における総合的な支援体制の整備を推進するものとして設置しています。

(2) 支援センターの概要

＜設置年月日＞ 平成20年1月 ＜運営方法＞ (福)千葉市社会福祉事業団に運営委託

＜事業概要＞ ①個別支援 (相談支援、発達支援、就労支援)
 ②機関支援 (連絡協議会の運営、関係機関との連携会議等)
 ③普及啓発 (講演会の開催、他関係機関の研修会への講師派遣)

(3) 支援実績

① 個別支援 …電話、来所、訪問により個別に支援を行うもの。

		平成19年度(1~3月)		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
発達支援	概要	関係機関と連携し、継続的に支援するもの。個別支援計画作成に関する助言も行う。								
	延件数	28		161		292		233		
	項目	1	療育支援	18	療育支援	112	家庭生活	167	家庭生活	136
		2	家庭生活	5	家庭生活	18	療育支援	66	教育	83
		3	情報提供	4	情報提供	12	教育	39	療育支援	4
	実人数	14		64		15		11		
年齢	1	0~6歳	11	0~6歳	49	4~6歳	7	7~12歳	8	
	2	7~12歳	2	7~12歳	13	7~12歳	4	4~6歳	2	
	3	不明	1	19歳以上	1	0~3歳	2	16~18歳	1	
相談支援	概要	日常生活のさまざまな相談に応じるもの。(初回相談は相談支援でカウント)								
	延件数	53		542		1,187		1,794		
	項目	1	家庭生活	18	家庭生活	225	家庭生活	516	家庭生活	662
		2	教育	18	情報提供	123	情報提供	212	就労(本人以外)	368
		3	情報提供	9	教育	100	就労(本人以外)	150	教育	260
	実人数	30		241		449		512		
年齢	1	13~18歳	14	19歳以上	101	19歳以上	241	19歳以上	299	
	2	19歳以上	7	13~18歳	56	7~12歳	61	7~12歳	74	
	3	7~12歳	6	7~12歳	45	4~6歳	45	16~18歳	47	
就労支援	概要	就労やその準備について、職場等の関係機関と連携して支援するもの。(本人からの相談のみを就労支援という)								
	延件数	12		240		415		634		
	項目	1	就労(本人)	9	就労(本人)	136	就労(本人)	336	就労(本人)	596
		2	その他	3	家庭生活	75	家庭生活	51	家庭生活	17
		3			健康医療	19	健康医療	22	健康医療	12
	実人数	6		39		36		63		
年齢	1	19歳以上	4	19歳以上	39	19歳以上	36	19歳以上	61	
	2	13~18歳	1					16~18歳	2	
	3	不明	1							
合計	延件数	93		943		1,894		2,661		
	項目	1	家庭生活	23	家庭生活	318	家庭生活	734	家庭生活	815
		2	教育	19	就労(本人)	148	就労(本人)	336	就労(本人)	596
		3	療育支援	18	情報提供	145	情報提供	216	就労(本人以外)	369
	実人数	50		344		500		586		
	年齢	1	13~18歳	15	19歳以上	141	19歳以上	278	19歳以上	360
2		0~6歳	13	0~6歳	75	7~12歳	65	7~12歳	82	
3		19歳以上	11	7~12歳	58	4~6歳	52	16~18歳	50	

※ 項目及び年齢の欄は、件数の多いものから3番目までを記載。
 ※ 発達支援については、H21年度より、個別支援計画を策定した場合のみ計上するものと変更され、それ以外は相談支援として計上。

② **機関支援** …連絡協議会の運営等により、ネットワークの強化を図るもの。

		平成19年度(1~3月)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
連絡協議会	概要	千葉県発達障害者支援連絡協議会を開催し、支援体制を整備等するもの。 (ライフサポートファイルは同協議会の意見を聞いて作成)			
	回数	0	1	2	1
連携会議	概要	関係機関が開催する会議に出席し、連携を促進するもの			
	参加回数	1	22	11	17
	発達	1	5	3	6
	相談	0	14	3	7
	就労	0	3	5	4
機関コンサル	概要	保育所や幼稚園、学校等を訪問し、助言・指導をするもの			
	実施回数	8	23	30	11
	発達	7	13	20	7
	相談	0	6	5	3
	就労	1	4	5	1
個別支援会議	概要	保護者や関係機関の職員との対応方針等の共有を図るもの			
	開催回数	2	50	69	48
	発達	1	7	40	12
	相談	0	35	15	27
	就労	1	8	14	9

※ 平成22年度は、医師や教育関係、母子保健関係者の協力を得て、機関コンサルテーションを充実させる取り組みを試験的に開始。

③ **普及啓発** …講演会や研修会により、障害に関する理解の普及啓発を図るもの。

		平成19年度(1~3月)	平成20年度	平成21年度	平成22年度
講演会	概要	主催や共催で、一般市民や関係者を対象とした講演会を開催し、障害の理解浸透を図るもの。			
	開催回数	0	4	3	5
	参加人数	0	312	398	915
講師派遣	概要	関係機関が開催する研修会等に講師を派遣し、障害の理解浸透を図るもの。			
	開催回数	0	16	13	9
	参加人数	0	507	656	402

※ 平成22年からは、世界自閉症啓発デーに伴う各種イベントを、千葉県発達障害者支援センター及び自閉症協会と共同で開催。

■ 主催・共催講演会の講師

平成20年度：杉田氏（千葉大学教授）、武藤氏（日本自閉症協会専門相談員）

平成21年度：柿沼氏（桜木園園長）、藤尾氏（千葉障害者就業支援キャリアセンター）

平成22年度：うすい氏（シンガーソングライター 発達障害児の親）、武藤氏（H20と同）
三島氏（LD発達相談センターかながわ 臨床心理士）

4 千葉市発達障害者支援連絡協議会

(1) 趣旨

発達障害者に対する総合的なサービスの在り方、関係機関の連携体制の早期確立、関係機関が抱える諸問題への対応を、専門的に協議・検討するものです。

(2) 運営方法

(福)千葉市社会福祉事業団に運営委託

※ 協議会運営は、支援センター運営事業の一環です。

※ 障害者自立支援課と協働して運営しています。

(3) 開催経緯

	日程	主な協議事項
第1回	平成20年7月30日	連絡協議会の設置運営、報告書の確認
第2回	平成21年4月30日	支援センターの実績報告、サポート手帳(仮称)
第3回	平成22年2月5日	支援センターの実績報告、ライフサポートファイル(案)
第4回	平成23年2月1日	支援センターの実績報告、今後の方向性(案)
第5回	平成23年10月28日	今後の方向性(案)、支援センターの実績報告 機関支援の取り組み

(4) 委員構成

(五十音順 敬称略)

	団体名	職名	氏名
1	千葉大学	教育学部教授・医学博士	杉田 克生 (座長)
2	千葉市立養護学校	特別支援教育コーディネーター	碓氷 敏夫
3	養護教育センター	主任指導主事	加瀬 直之
4	千葉市自閉症協会	会長	菊池 裕美
5	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」	千葉・近隣グループ代表	久保田 ゆみこ
6	千葉障害者職業センター	主任障害者職業カウンセラー	小林 久美子
7	千葉市発達障害者支援センター	所長	谷口 清生
8	知的障害者更生施設でい・さくさべ	施設長	夏目 純一
9	(社)千葉市民間保育園協議会	事務局長	野口 弘明

※ 平成23年10月現在の委員を記載。

※ ほかに市長部局関係者は以下のとおり。

〔 区保健福祉センター高齢障害支援課、障害者相談センター、児童相談所
こころの健康センター、健康支援課、保育運営課、障害者自立支援課 〕

(5) ライフサポートファイル ～わたしの記録～

作成の経緯

発達障害は、個々に障害の特性が異なるうえ、周囲の理解を得られにくい障害であるため、

- ・ ライフステージが変わる際の保護者の説明負担
- ・ ライフステージの変化により支援が一貫しにくい

等の問題があります。

こういった問題を軽減し、保護者を含めた関係者が本人の情報を共有するツールの一つとして、全国的にもすすめられている取組みである「ライフサポートファイル」を作成することとなりました。

なお、作成にあたっては、千葉市発達障害者支援連絡協議会において関係者からの意見を集約することとしました。平成22年7月から、支援センターホームページに電子データが公開されています。



ファイルの趣旨

このファイルは、本人の特性や行動の特徴に関する情報を共有するツールの一つであり、これを活用することにより、保護者の説明負担の軽減と本人の特性や成長に応じた一貫した支援が期待できます。

公開された電子データの必要な部分をダウンロードして項目に書き込み、保護者または本人が保管して、必要に応じて関係機関に提示して活用します。

なお、ファイルの内容は、関係機関等からのご意見を踏まえ必要に応じて改訂予定です。

ファイルの周知状況 (平成23年9月末現在)

区分	団体等
障害者団体関係	千葉市自閉症協会、千葉発達障害児・者親の会「コスモ」
母子保健関係	健康企画課、健康支援課、各区健康課
保育・幼稚園関係	保育運営課(公立保育園)、保育支援課、千葉市民間保育園協議会(民間保育園)、千葉市幼稚園協会(私立幼稚園)
教育関係	教育委員会指導課(校長会)、教育センター、養護教育センター
児童福祉関係	児童相談所
労働関係	千葉障害者職業センター
障害福祉関係	各区高齢障害支援課、障害者相談センター、こころの健康センター、相談支援事業者

※ このほか、千葉市地域自立支援協議会 運営事務局会議において、厚労省視察団受入れの際に参考までに情報提供。(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)

※ 「千葉市地域自立支援協議会」は、障害者の地域生活を支援するため、障害者自立支援法に基づく相談支援事業者をはじめとした関係機関がネットワークを構築し、定期的に協議する場です。

5 これまでの取り組みのまとめ

これまでの取り組みを振り返ると、千葉市では、発達障害者支援法の施行を受け、

【平成19年3月～12月】

千葉市発達障害者支援体制整備検討委員会の設置・運営（全5回開催）
本市の発達障害者支援と発達障害者支援センターのあり方を報告

【平成20年1月～】

千葉市発達障害者支援センターの開設
個別支援、機関支援、普及啓発を実施

【平成20年7月～】

千葉市発達障害者支援連絡協議会の設置・運営（平成23年10月現在で5回開催）
ライフサポートファイル公開、順次周知

との取り組みが実施されていることから、千葉市の発達障害者支援については、着実に前進していると評価できます。

特に支援センターによる地道な普及啓発活動や、マスコミによる報道等によって、発達障害に関する認知度が上昇したこと等により、発達・相談・就労に係る個別支援件数が著しく増加している状況であり、これまで制度の狭間におかれた発達障害者に対し、多くの方が支援センターにつながることにより、個別支援を受けられる体制整備が図られていることは、一定の評価がされるべきです。

しかしながら、個別支援では、個々の障害特性に応じた指導・助言がされているものの、訓練等が実施できる療育機関が少ない（市内では療育センターのみ）こと等から、療育支援や保護者の不安軽減が不十分であるとの声を関係団体等から聞いているところです。

一方で、検討委員会の報告書（H19.12）においては、支援センターでの個別支援については、当面はコーディネート機能を重視すべきとされていたことから、当時は、発達障害に関する地域の総合的なセンターとして、後方支援に重点を置くことが、そのあり方とされていたことにも注意が必要です。

また、昨年度には、機関支援の一環として、医師や養護教育センター、市の母子保健担当課等の協力を得て、一部の保育所や幼稚園の年中児を対象にした行動観察を行うとともに、地域における早期発見・早期支援の仕組み作りが試験的に実施されたところです。

こういった現状を踏まえると、本市の発達障害者支援については、着実に前進してはいるものの、いまだ発展途上といえることから、これまでの取り組みを十分に踏まえつつ、関係者の意見を傾聴しながら、本市における発達障害者支援の今後の方向性を検討するとともに、関係者間でこれを共有し、協働して対応することが重要であると考えられます。

II 今後の方向性

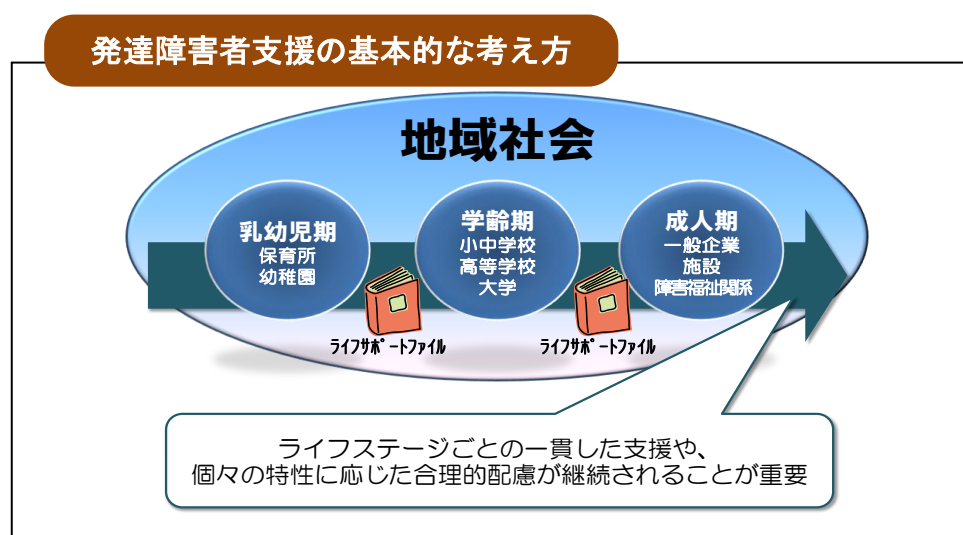
1 発達障害者支援の考え方

(1) 基本的な考え方

発達障害者支援は、本人の特性を把握したうえで、合理的配慮を含めた適切な個別支援を関係機関がネットワークを構築し、連携して実施することが重要であり、さらにライフステージが移行しても一貫した支援の連続性を確保し、継続的に支援することが重要です。

また、ライフステージごとに一貫した連続的支援を促進するためには、「ライフサポートファイル」を積極的に活用することが有効であるといえ、まずは、支援センターと関係機関が協力して同ファイルを広く周知する必要があります。

なお、同ファイルに関する基本的な枠組みは構築されたため、今後は、さらに有効に活用する観点から、関係者による勉強会等を通じてそのあり方や活用方法等を掘り下げることにより、必要に応じて改訂するよう努めるほか、可能な限り利用者数を把握できるようなシステムの構築が望まれます。



(2) 個別支援の考え方

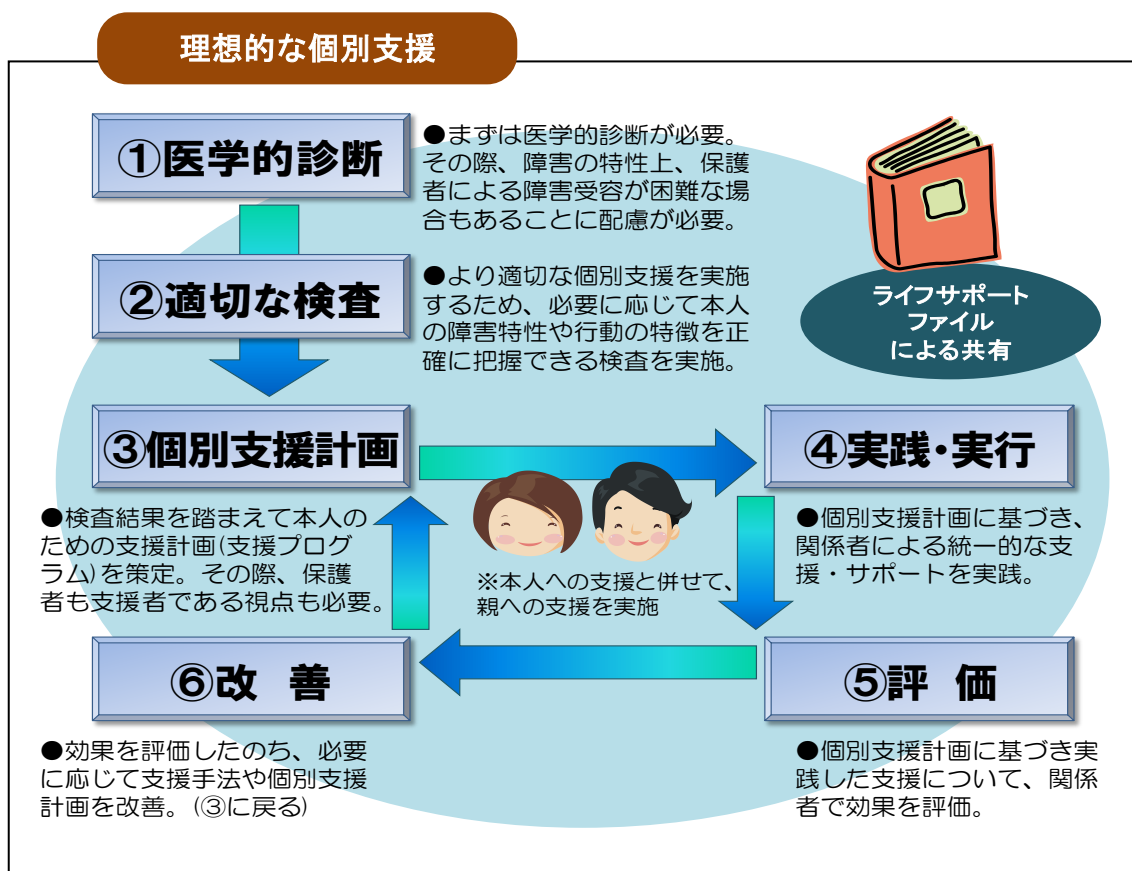
本人の特性を正確に把握するには、まずは医学的知見からの「診断」が必要であり、さらに本人の特性を正確・客観的に捉えるための「検査」が必要であるといわれています。

また、これら検査結果等を本人や保護者の同意を得ながら関係者で共有するとともに、保護者を含めた関係者によるネットワークを構築し、協働して支援することが必要です。

その際、本人の苦手分野や問題行動を改善しようとすることによって他の問題が生ずることもあるため、得意分野を伸ばすような視点から支援することも大切です。

本人への直接的支援については、専門的な療育機関による支援も方法の一つですが、その都度通う必要があることや、本市において新たに療育専門施設を設置することが極めて困難であること等を踏まえると、適切な個別支援計画を身近な関係者で共有して支援することが望ましいといえます。

なお、全国的にも発達障害を診断できる医師不足が深刻化していると言われているため、他の都道府県・政令市等の取り組みを参考にしながら、医師不足の改善・解消に向けた取り組みが望まれます。



(3) 保護者による障害の受容の考え方

個別支援の実施にあたっては、早期発見・早期支援が重要であるが、障害の特性上、保護者による障害受容が困難であることを踏まえると、特に乳幼児期に関わりのある関係者による「気づき」がポイントとなります。

しかしながら、関係者による「気づき」があったとしても、例えば幼稚園教諭や保育士が保護者に対して診断を促すことは、場合によっては人権侵害に発展することも予想されるため、極めて困難なことでもあります。

障害受容の困難さについては、保護者にとってみれば、発達障害であった場合に、子どもの将来や家庭生活の変化等の漠然とした不安があることがその理由の一つとして考えられることから、地域社会全体に発達障害に関する正確な理解が広がることにより、これらの不安は一定程度軽減されるものと考えられます。

こういった状況を踏まえ、一般市民や民生委員はもとより、保育園や幼稚園、学校や一般企業、障害福祉関係機関等、広く地域社会全体に対して発達障害に関する正確な理解を浸透することが極めて重要です。

本人が適切な支援を受けることにより、将来の豊かな生活を育むためには、社会全体の理解と障害の受容が必要であり、このような本人主体の考え方の広がりが期待されます。

(4) 地域での支援体制の考え方

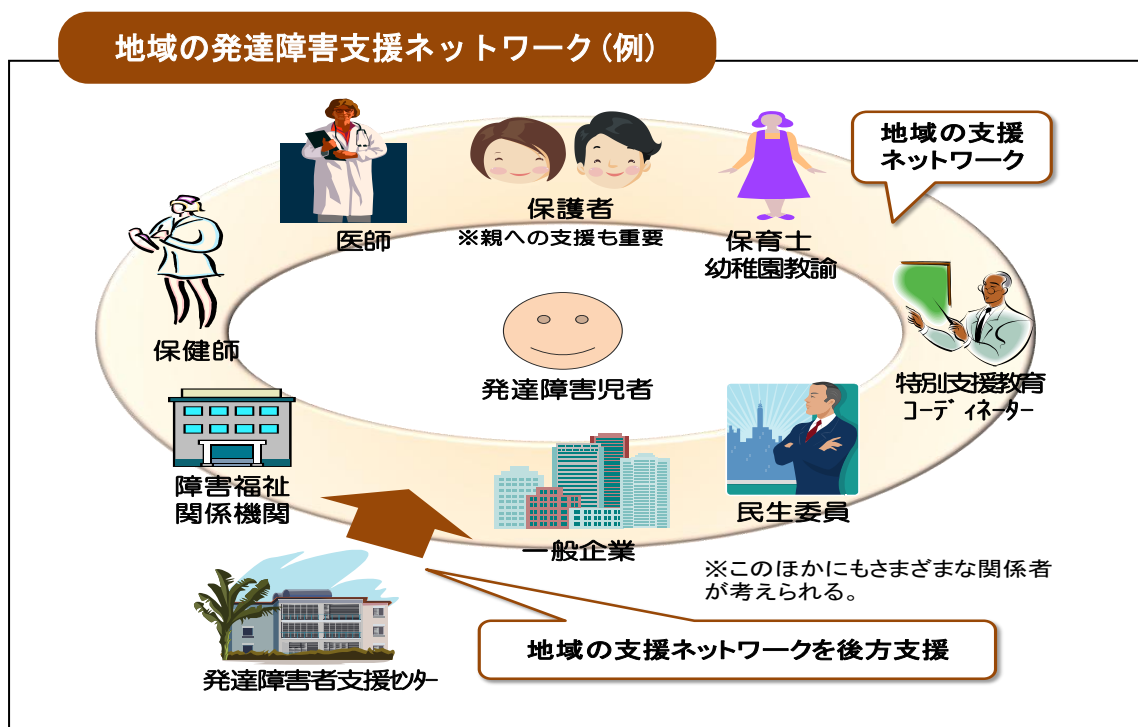
全国で5地域の小中学校（通常学級）を対象とした平成14年の文部科学省の調査では、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合は約6.3%との報告がされています。（「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」平成14年文部科学省）

今後、地域社会全体への発達障害の理解が広がることにより、支援センターの利用者が増加することは明白であり、支援センターのみによる個別支援では、いずれ対応が困難となることが予想されることから、既存の地域の社会資源や関係機関とのネットワークをさらに緊密化することにより、支援センター主体の個別支援から、関係機関との一定の役割分担をしながらの個別支援へシフトすることが有効であると考えられます。

一方で、現在、支援センターの機関支援の一環として、医師や教師、保健師等の協力を得て、保育所や幼稚園に通う児童のうち、年中児を対象にした行動観察を行うとともに、保護者を含めた関係者のネットワークによる地域での支援体制の構築に試験的に取り組んでいます。

この取り組みは、関係機関の資質向上と親への支援、地域での支援体制の構築を総合的に推進するとともに、専門的な機関である支援センターが後方支援の役割を果たすこととなるため、合理的かつ効率的な取り組みといえることから、その実施結果を検証するとともに、関係機関の協力のもと、継続して実施するためのシステム化が必要です。

なお、特に発達障害については、パニックにより自傷他害行為が生じた際等の緊急時や、家族も含めた複合的な問題を抱えたケースもあることから、関係者同士がそれぞれの役割を認識した実効的なネットワークの構築と、個々の事例に対する問題意識の共有化が望まれるほか、本人や保護者が日頃から関係機関とのつながりをもつよう意識することも大切です。



【参考文献】

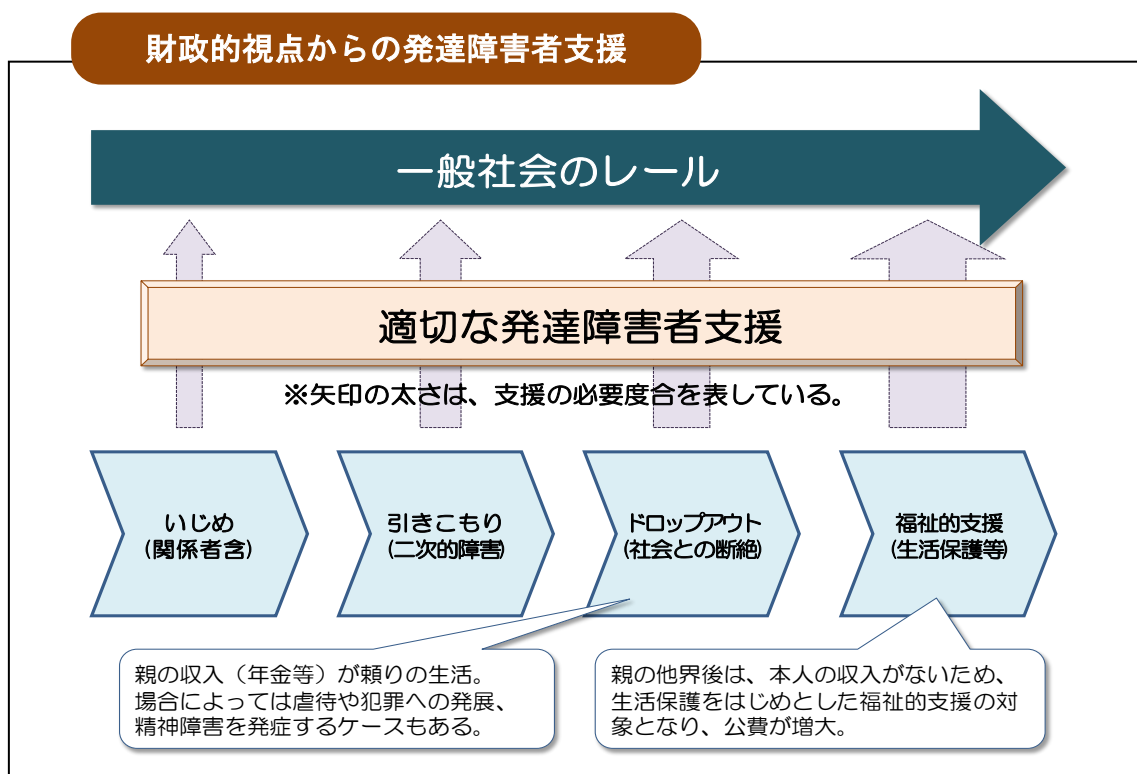
「乳幼児健診と地域連携」(柿沼宏明 小児科第51巻第11号 平成22年10月1日)

(5) 財政的視点からの発達障害者支援の考え方

発達障害は、身体障害や知的障害等の他の障害種別と比較して、周囲に理解されにくい「生きにくさ」があるといわれていますが、早期発見・早期支援が促進されるとともに、関係者のネットワークによる適切な支援や、本人の特性に応じた周囲の合理的配慮が普及することにより、その「生きにくさ」の改善・解消が期待され、一般社会のルールでの地域生活・社会生活が可能な方も多いと考えられます。

しかしながら、現実的には、障害の正しい理解の不足等から、学齢期等においていじめから引きこもりへ発展し、社会からドロップアウトするケースも多いと言われ、例えば、親の他界に伴い収入源がないことにより、生活保護受給者となる可能性があること等、将来的な福祉的支援の対象者が地域社会で潜在化していることも懸念されます。

現に地域社会で潜在化した福祉的支援の対象者の方々への対応の検討も必要ではありますが、本市はもとより、我が国における急激な少子高齢化を踏まえれば、将来的な福祉的支援に係る財政的負担を軽減する視点からも、発達障害者支援に係る早期発見・早期支援や、支援体制の構築に係るシステム作りが急務であるといえます。



2 千葉市発達障害者支援センターの今後の役割

支援センターの業務は、「個別支援」「機関支援」「普及啓発」の3本柱であることから、1の「発達障害者支援の考え方」を踏まえると、支援センターが今後果たすべき役割は次の通りであると考えられ、今後の発達障害者支援の推進にあたっては、これを参考にしながら、計画的に取り組む必要があります。

(1) 個別支援について

【専門的手法の導入】

- ① アセスメントツールの導入について
- ② 支援プログラム等の導入について
- ③ 親への支援について

個別支援をより適切かつ合理的に実施するためには、支援センターの専門性の向上が不可欠であると考えられます。

発達障害者支援の分野における専門的手法としては、

- 障害の特性を把握するためのアセスメントツールとして「PEP-R」や「AAPEP」
- 個別支援プログラムとして「TEACCH プログラム」
- 親も含めた関係者のネットワークの構築に係る親支援として「ペアレントトレーニング」

などが有効であるとされています。

そこで、まずはこれら専門的手法に関する各種研修等に積極的に参加し、その手法を習得するとともに支援センター内にその技術を浸透させ、特に対応が困難なケースに対しては、必要に応じて実施できる体制整備を図ることが必要です。

併せて、これら専門的手法の導入にあたっては、支援センターや療育相談所、関係障害者団体やその他関係機関が協力しながら、導入すべき手法を検討する必要があります。

なお、特にアセスメントツールの導入については、支援センターはあくまでも支援機関であり検査機関ではないため、すべての対象者に対して実施することを前提とすることはできないほか、療育相談所等との関係性にも注意が必要です。

一方で、専門的手法の導入が困難な場合については、すでにこれら発達障害に関する専門的手法を採り入れた関係機関を把握し、個別支援を実施する際の連携体制を確保する視点もあると考えられます。

参考：アセスメントツールの種類

PEP-R(最新の改訂版は PEP-3)

自閉症等の発達障害児に関する教育診断検査。小学生までを対象。発達尺度や行動尺度等の約 40 強の検査項目により、発達障害児を客観的に評価し、適切な指導を検討する手がかりとなる。検査キットを購入する必要がある。

AAPEP

青年期・成人期心理教育診断評価法。自閉症者等が大人になったときに家庭や地域で生活してゆくために必要な機能について評価するもの。直接観察尺度、家庭尺度、学校・作業所尺度の 3 つの尺度からなり、主に本人と関わりのある支援者からの情報をもとに評価するもの。それぞれの尺度は、職業スキル、自立機能、余暇活動、職業行動、コミュニケーション、対人行動の 6 つの領域に分けられている。

M-CHAT

発達障害の確認とハイリスク時の早期発見に役立つ幼児期自閉症チェックリスト。23項目の質問に回答し、重要 6 項目中 2 項目以上、または、全 23 項目中 3 項目以上に問題がある場合、専門機関の受診をすすめる場合がある。

PARS

PDD(広汎性発達障害)の支援ニーズを評価するための評定尺度。PDD に特徴的な 6 領域 57 項目で構成され、特に「困難性」の項目は、PDD に特有の適応困難特性であり、不器用さや PDD に見られやすい併発症などを含んでいる。

※ アセスメントツールの代表的なものを例示したものです。

参考：支援プログラム等の種類

TEACCH プログラム(Treatment and Education of Autistic related Communication handicapped Children)

自閉症等の発達障害を持つ児者に対する生涯にわたる包括的な援助システムのことで、療育方法の一つであるといわれる。個別教育計画(プログラム)を作成し、関係者で共有・実践することにより、生活習慣や作業、趣味や余暇活動などの援助を行い、社会での適応を目指すものである。

ABA(応用行動分析) (Applied Behavior Analysis)

発達障害児者に対する支援技法の一つである。環境とこれに対する行動を分析し、行動の理由や原理、法則等を導き出すもの。適切な環境を整備・提供することによって、行動の適正化や問題行動・二次障害の制御が期待できる。

感覚統合訓練

主に LD(学習障害)や自閉症などの発達障害を対象としたリハビリテーションの一つであり、高齢者支援の分野でも実践・応用されてきている。学習や行動、情緒等の感覚の情報処理を適切に統合するための訓練。

参考：ペアレントトレーニング

特別なニーズを必要とする発達障害児者の保護者の方に対して、より適切な関わり方や、日常生活の中での各場面における望ましい介入方法等に関するトレーニングを実施するものである。

※ これら専門的手法については、全国の発達障害者支援センターで実施されているものではないため、まずは本市で実施可能かどうか検証が必要です。

(2) 機関支援について

【地域での支援ネットワークの強化】

発達障害に関する地域支援ネットワークを構築するため、現在の取り組みの検証と方向性を検討

現在、支援センターで実施している機関支援の一環としての試験的な取り組みについて、まずはその効果の検証と、継続して実施できるかどうかの協議が必要です。

また、継続して実施する場合には、関係機関の協力が不可欠となることから、センターが主体となって関係機関への理解を求めつつ、必要に応じて所管課が協力するとともに、計画的に取り組むべきと考えられます。

(3) 普及啓発について

【地域社会への理解のさらなる促進】

- ① 地域社会全体への正しい理解の促進
- ② 自閉症啓発デー等の取り組みの促進

発達障害の理解については、関係者への周知はもとより、一般市民の理解促進が必要であることから、センター主催の講演会の開催にあたっては、市政だよりのみによる広報に限らず、センターのホームページの活用や、各種メディアの活用を検討し、一般市民に対する発達障害を知る機会の幅広い提供が必要です。

また、関係機関の研修時の講師派遣についても、障害福祉関係機関に対する研修への講師派遣の充実はもとより、民生委員の定期的な集まりや高等学校のほか、例えば商工会議所等へ積極的にアプローチすることにより、広く地域社会全体への認知度の向上と理解の促進をすすめるべきと考えられます。

なお、発達障害の理解促進と併せて、支援センターを中心とした相談機関をポスター等で周知するなど、「気づき」の段階も含めて早期に相談機関につながるような普及啓発活動も必要です。(学校内では児童・生徒がポスターを見ることにもなるので慎重な対応が必要)

一方で、自閉症啓発デーについては、平成19年12月の国連総会により採択され、毎年4月2日が「世界自閉症啓発デー」とされ、自閉症の理解と普及啓発について世界的に取り組まれているものであるとともに、4月2日から8日が「発達障害啓発週間」とされています。

本市でも、自閉症啓発デー等にあわせて、支援センターと県発達障害者支援センター、県自閉症協会が共催で各種イベントを開催しており、広く一般市民への周知を図る観点から、継続して積極的に取り組むことが必要です。

3 今後の方向性のまとめ

本提案書は、発達障害者支援法施行後の本市の取り組みを振り返り、現状の課題を整理するとともに、本市における発達障害者支援の今後の方向性をとりまとめ、関係者でこれを共有するとともに、支援センターにおいて取り組むべき課題を提案しています。

本市が発達障害者支援を推進するにあたっては、本提案書の内容を十分参酌して施策を展開する必要があるほか、次の2点からの取り組みが必要であると考えられます。

(1) 発達障害者支援センターの役割

今後も増加が見込まれる支援センターにおける個別支援に対して、さらに適切に対応していくには、個別支援に関する専門性を向上させるとともに、既存の関係機関や社会資源とのネットワークをさらに強化することにより、発達障害児者を地域で支える考え方にシフトする必要があります。

また、個別支援に関する専門性の向上にあたっては、各種アセスメントツールや支援プログラムの策定、ペアレントトレーニング等、取り組むべきものと考えられる課題が山積していることから、支援センターと関係団体、関係機関及び所管課等が協働し、計画的に取り組むことが必要です。

(2) 千葉県発達障害者支援連絡協議会のあり方

本連絡協議会で、市内で唯一の発達障害に特化した連絡協議会であり、

- 発達障害者に対する総合的なサービスの在り方に関すること
- 関係機関の円滑な連携体制の整備に関すること
- 諸問題について、専門的な協議、検討を行うこと
- その他必要な事項

について協議することとされています。

このことから、本連絡協議会の今後の在り方としては、支援センターのこれからの取り組みの報告を受け、その内容を随時確認・共有するとともに、本市の発達障害者支援について、行政機関や発達障害者支援に係る関係機関はもとより、保護者を含めた地域社会が一定の役割分担をしながら一体的にすすめられるよう、支援センターと参加機関が協働する意識が醸成されるきっかけとなることも必要です。

※ なお、平成25年8月の施行を目途に、「障害者総合福祉法」（仮称）が創設される予定であることから、関係行政機関にあつては、これらの国の動向を注視し、適切かつ迅速に対応するとともに、今後は、中長期的な視点での発達障害者支援の検討も必要であると考えられます。

III 最近の国の動向

1 障害福祉関連法の進捗状況

現在、国では、障害福祉に関連するさまざまな法律の制定のための議論が精力的に行われています。ここでは、その一部を紹介します。

障害者自立支援法・児童福祉法【一部改正】			
公布	平成22年12月10日	施行	3段階(公布日、H23.10、H24.4)
概要	自立支援法附則第3条では、法律の施行後3年を目途として検討を加えることとされ、これに基づき平成21年3月に国会に提出された法案をベースに、議員立法で成立。国では、障害者自立支援法を廃止して新法を制定する予定だが、それまでの間、少しでも改善すべきとの意見があり改正。発達障害が法律に明記されたほか、利用者負担の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれている。		
障害者虐待防止法【制定】			
公布	平成23年6月24日	施行	平成24年10月1日
概要	虐待防止関連について、児童、配偶者、高齢者の分野ですでに法律が整備されていることを踏まえ、議員立法で成立。障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加によって虐待防止が極めて重要である観点から制定。障害者虐待の定義、虐待発生時の具体的対応、障害者虐待防止センター等の規定が盛り込まれている。		
障害者基本法【一部改正】			
公布	平成23年8月5日	施行	平成23年8月5日
概要	我が国は、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」(仮称)に署名済みである。(平成18年12月)政府は、同条約の批准・締結に向けて、『障がい者制度改革推進会議』での精力的な議論の結果を受け、●個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築、●障害概念を社会モデルへ転換し、基本的人権を確認、●施策の実施状況を監視する機関の創設、等を趣旨とした規定が盛り込まれている。		
障害者総合福祉法(仮称)【制定】			
公布	平成24年法案提出予定	施行	平成25年8月予定
概要	政府では、障害者自立支援法を廃止して、制度の谷間がなく、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度を構築するため、『障がい者制度改革推進会議』『総合福祉部会』で精力的に議論。骨格はすでに提言済み。(平成23年8月30日)		
障害者差別禁止法(仮称)【制定】			
公布	平成25年法案提出予定	施行	未定
概要	政府では、障害者に対する差別を包括的に禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度を構築するため、『障がい者制度改革推進会議』『差別禁止部会』で精力的に議論。		

2 障害者自立支援法等の一部改正

(1) 経緯

「障害者総合福祉法」(仮称)の創設までの経過的な措置として、議員立法により提出された「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」(略称)が、平成22年12月3日に参議院本会議で可決・成立し、同月10日に公布されました。

改正法では、発達障害者が障害福祉サービスを受けやすくする観点から、**障害者自立支援法上に発達障害が明記(公布日施行)**されるとともに、支給決定プロセスを見直すものとして、市町村による障害福祉サービスの支給決定にあたっては、「サービス等利用計画面案」を勘案することとされ、**介護保険におけるケアマネジメントの仕組みが導入(平成24年4月施行)**されます。

このほか、障害児支援の強化や利用者負担の応能負担化など、平成24年4月には比較的大幅な改正が予定されています。

(2) 改正の概要

※総合福祉部会HPより抜粋

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行 ※自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 相談支援体制の強化〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画面案を勘案)、サービス等利用計画面作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6):
公布日施行
(2)(4)(5):
平成24年4月1日
までの政令で定める
日から施行

(3) 今後の予定

現時点では、具体的な事業内容については厚生労働省からの情報提供を待つところですが、平成24年4月度施行の事業が多岐に渡ることから、法の円滑な施行を図るため、関係機関と情報を共有し、緊密なネットワークを構築しながら、必要な体制整備が促進されることが期待されます。

3 発達障害者支援に関する国の補助制度（厚生労働省障害保健福祉部所管）

厚生労働省では、発達障害者支援を推進するため、支援センター運営事業のほか、様々な視点からの発達障害者支援に係る事業を多数創設し、その経費の一部を補助しています。ここでは、厚生労働省障害保健福祉部所管事業を整理し、その一部を紹介します。

<厚生労働省障害保健福祉部所管事業 一覧表>

区分	事業名
地域支援体制の確立	(1)発達障害者支援センターの設置・運営
	(2)発達障害者支援体制整備事業
支援手法の開発	(3)発達障害者支援開発事業
	(4)巡回支援専門員配置事業
人材の育成	(5)発達障害者支援実地研修事業

※ 本市では、「発達障害者支援センターの設置・運営」のみ実施。

※ このほか、国が実施する事業や就労支援の推進を図る事業がある。

(1) 発達障害者支援センターの設置・運営 【実施主体：都道府県・政令市】

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、当事者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行うものです。また、関係施設との連携を強化し、地域における総合的な支援体制の整備を推進します。

(2) 発達障害者支援体制整備事業 【実施主体：都道府県・政令市】

発達障害のある方やその家族に、ライフステージごとの支援体制の構築とその強化を図るため、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入を促進するものです。詳細は以下のとおりです。

<発達障害者支援体制整備事業 一覧表>

事業名	内容
都道府県等支援体制整備事業	
検討委員会の設置	関係者からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置し、都道府県内のニーズや体制整備を把握・検討・検証を行い、支援体制の充実を図る。「特別支援連携協議会」(教育委員会)との連携も図る。
理解の促進の実施	住民の理解を促進するため、小冊子作成・配付、セミナー等を開催する。
アセスメントツールの導入研修の実施	発達障害者個々の症状や状態の程度を把握して必要な支援に結びつけるアセスメントツール導入の検討を行い、導入促進の研修会を実施する。
家族支援体制整備事業	発達障害児者の家族の相談者となるペアレントメンターの養成に必要な研修会等を実施し、家族支援の体制整備を図る。(フォローアップも実施)
個別支援計画作成等の実施状況調査等事業	調査員を派遣等して、個別支援計画等の実施状況を含めた支援体制の実態を把握する。(政令市で実施するときは、第三者によるものが妥当)
支援体制サポート事業	発達障害者支援に相当の経験を有する社会福祉士や臨床心理士を、「市町村サポートコーチ」として専任で1名以上配置する。

(3) 発達障害者支援開発事業 【実施主体：詳細は下表のとおり】

先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法の開発・確率を図るものです。

<発達障害者支援開発事業 一覧表>

事業名	内容
発達障害者支援試行事業 【実施主体：都道府県・政令市】	
企画・推進委員会	関係者からなる企画・推進委員会を設置し、発達障害者支援モデル事業の実施計画を策定する。また、当該モデル事業に関して報告を求め、評価・とりまとめを行い、支援手法を開発する。
発達障害者支援マネージャー	発達障害者支援に相当の経験を有する社会福祉士等を企画・推進委員会に1名以上配置し、モデル事業の進行管理や調整等を行う。
発達障害者支援モデル事業	家族支援プログラム、成人期地域生活支援プログラム、行動障害や二次障害の早期発見・早期支援プログラム等のモデル事業を実施する。
発達障害者支援都市システム事業 【実施主体：市町村】	
<p>発達障害者施策を複合的かつ総合的に実施している先進的な市町村を推奨モデル都市として指定し、実践した成果をマニュアル等としてとりまとめ、これを全国に普及させる。推奨モデルの指定にあたっては、以下の取り組みを実施している市町村を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発達障害等に関する理解促進 <input type="checkbox"/> ライフステージを通じて情報共有を可能とする体制整備(アセスメントツールの導入等) <input type="checkbox"/> 専門的な相談支援体制の整備(ペアレントメンター、巡回支援の実施も含むよう考慮) 	

(4) 巡回支援専門員配置事業（平成23年度[㊦]） 【実施主体：市町村】

発達障害に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、施設等の担当職員や障害児の保護者に対して、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施するものです。

<巡回支援専門員整備事業実施要綱(国要綱)より抜粋>

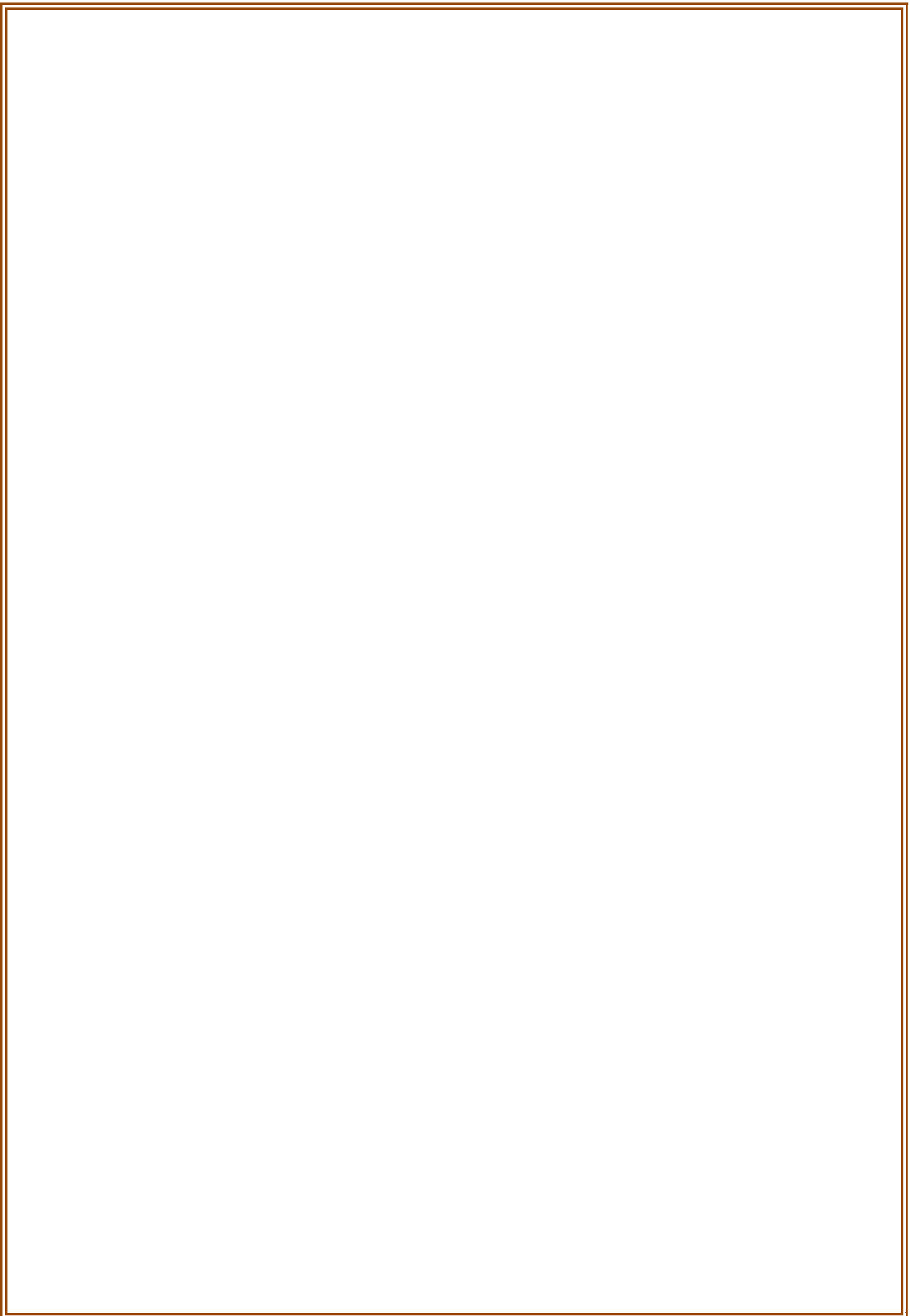
- ① **実施体制**（以下のいずれかを原則とし、地域の実情に応じて別の方法も可）
 - ・ 専門員を知的障害児施設や児童家庭支援センター等の拠点となる施設に1名配置
 - ・ 既存の施設等に配置されている医師や児童指導員、保育士、臨床心理士や作業療法士等を活用し、他職種からなるチームを編成
- ② **専門員の資格**
医師、児童指導員、保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等
- ③ **専門性の確保**（以下の知識を有していることが望ましい）
アセスメントツール(M-CHAT、PARS等)、ペアレントトレーニング等の家族支援 ほか
- ④ **巡回方法**
地域における保育所、幼稚園、子育て拠点施設等を少なくとも週3日、計画的に巡回支援
- ⑤ **関係機関等との連携**
ケースに応じて適切な支援に結び付けられるよう、関係機関・事業との連携体制を確保

(5) 発達障害者支援実地研修事業 【実施主体：国が指定した民間施設等】

国が指定した施設等において、発達障害児者への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材育成を図るものです。「発達障害者支援者実地研修事業公募要綱」(国要綱)に基づき実施施設を公募し、強度行動障害研修、成人期支援研修、早期支援研修等を実施しています。

国では、上記のように様々な事業を創設し、地方自治体が主体となった発達障害者支援を実施できる体制整備を促進しています。これら補助事業の実施にあたっては、所管課から財政当局への予算要望はもとより、厚生労働省に対する補助協議を行う必要があります。

発達障害者支援は、支援センターが中核的な役割を果たしながらすすめていく必要があるため、本市でも、本提案書の内容を十分参酌するとともに、行政関係機関と支援センター、発達障害児者を取り巻く関係機関が連携を密にしながら、必要に応じて事業化・予算化を検討することが必要です。



<作成担当>

千葉市発達障害者支援連絡協議会 事務局

■千葉市発達障害者支援センター

〒261-0003 千葉市美浜区高浜 4 丁目 8 番 3 号

電話 : 043-303-6088 FAX : 043-279-1353